横浜市障害児等の保育・教育実施要綱

制 　 定 平成27年４月１日 こ保運 第3729号　（局長決裁）

最近改正 令和７年３月27日 こ保支 第2901号　（局長決裁）

　**（目的）**

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条に基づき施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）及び法第29条第１項に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者（居宅訪問型保育を行う事業者を除く。以下「特定地域型保育事業者」という。）において、法第27条、法第29条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第24条の規定に基づき保育教育の提供を受ける児童又は入所委託による措置に係る児童で、心身に障害のある児童、医療的ケアを必要とする児童及び虐待が疑われる児童等、個別に支援を必要とする児童の保育教育の向上及び地域療育センター等関係機関での早期の支援につなげることを目的とし、別に定めるものを除き、保育教育の実施に必要な事項を定める。

**（用語の定義）**

第２条 この要綱における用語の定義は、法の例による。

　**（対象児童）**

第３条　この要綱に定める保育教育の実施に係る対象児童は、法第20条に規定する支給認定を受け、市内特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者（以下「施設・事業者」という。）の利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、次の各号のいずれかに該当し、かつ区福祉保健センター長が認めた児童とする。

（１）障害児保育教育対象児童

　　施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、次のアからエまでのいずれかに該当する児童

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童

イ　療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号）に定める「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けている児童

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童

エ　ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院等の機関（以下「判定機関等」という。）の診断等（以下「診断等」という。）により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

（２）個別支援保育教育対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、診断等を受けていないが、次のア又はイのいずれかに該当する児童

ア　次の各号のすべてに該当する児童

 　　(ア)　横浜市地域療育センター又は横浜市総合リハビリテーションセンター等の療育機関を利用している児童又は利用する予定がある児童

　　 (イ)　この要綱による障害認定を受けていない児童

 　　(ウ)　集団保育において個別に支援が必要であると区福祉保健センター長が認めた児童

イ　ア以外の児童で、区福祉保健センターでの心理相談を利用する等の専門職による関わりがあり、集団において保育士加配が必要と区福祉保健センター長が必要性を特に認めた児童

（３）被虐待児保育教育対象児童

　施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、必要に応じて児童相談所と協議を行い、次の各号のすべてに該当すると区福祉保健センター長が特に認めた児童

ア　虐待がある又は虐待が疑われ、保護者等と対象児童を日中に分離すること等により、虐待の重篤化を防止することが期待できる児童

イ　日々の状況を把握することが必要な児童

ウ　保護者対応や当該児童の状況により、保育士等の加配がないと特定教育・保育施設での円滑な運営に支障が生じる恐れがある児童

（４）医療的ケア対象児童

施設・事業者を利用又は措置により保育教育の提供を受ける児童で、経管栄養、吸引、導尿等の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

**（必要書類）**

第４条　第３条各号に規定する対象児童の認定及び同条第１号及び第２号に規定する対象児童に対する保育士等の加配の区分（以下「加配区分」という。）の認定及び変更に必要な書類は次のとおりとする。

（１）障害児保育教育対象児童

ア　身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童はその写し

イ　児童状況書＜保護者用＞第１号様式

ウ　児童状況確認書＜施設・事業者用＞【２歳～５歳児クラス用】第２号様式、児童状況確認書＜施設・事業者用＞【０・１歳児クラス用】第２号様式-２

エ　児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【１号認定児童用】第３号様式、児童意見書・診断書＜判定機関等用＞【２・３号認定児童用】第３号様式-２

（２）個別支援保育教育対象児童

ア　児童状況書＜保護者用＞第１号様式

イ　児童状況確認書＜施設・事業者用＞【２歳～５歳児クラス用】第２号様式、児童状況確認書＜施設・事業者用＞【０・１歳児クラス用】第２号様式-２

ウ　第３条第２号イに基づき対象児童の認定及び加配区分の認定を行う場合は、ウに代えて個別支援保育教育児童状況確認書【個別支援保育教育対象児童用】第４号様式

エ　その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類

（３）被虐待児保育教育対象児童

ア　児童状況確認書【被虐待児保育教育対象児童用】第５号様式

イ　その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類

（４）医療的ケア対象児童

ア　医療的ケア児童状況書　第１号様式－２＜保護者用＞

イ　医療的ケア依頼書　第６号様式

ウ　医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書　第７号様式

エ　医療的ケア実施（変更）届　第８号様式

オ　その他、区福祉保健センター長が対象児童の認定及び加配区分の認定に必要と認める書類

２　前項第１号のエは、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院の場合、意見書・診断書に代えて、当該施設が定める心理所見等を記した書類で代えることができる。また、区福祉保健センター長が認めた場合は、判定機関等以外の主治医の意見書・診断書で代えることができる。さらに、前項第１号のエは、同号アの提出がある場合には省略することができる。

３　施設・事業者の長からの第３条第１号、第２号及び第４号の対象児童の認定及び加配区分の認定変更又は取消しの申請は、第１号及び第２号対象児童については「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書（第９号様式）」、第４号対象児童については「医療的ケア対象児童認定（変更）申請書（第10号様式）」及び「医療的ケア依頼取下げ書（第６号様式-２）」を区福祉保健センター長に提出するものとする。

４　第３条第４号の対象児童の医療的ケアが不要となり、医療的ケア児の認定取消しを行う場合で、第３条第１号又は第２号に対する保育士等の加配区分の認定を受けるには、施設・事業者の長が、第４条第１項第１号又は第２号の必要書類を区福祉保健センター長に提出しなければならない。

**（障害児等保育教育調整会議委員及び医療的ケア児保育教育検討会議委員の意見聴取等）**

第５条　２号認定児童及び３号認定児童の第３条第１号の対象児童の認定に際し、区福祉保健センター長は、集団での保育の適性等について専門的な見地での意見・助言を求める場合に、横浜市障害児等保育教育調整会議委員（以下「調整会議委員」という。）に意見を聴くことができる。

区福祉保健センター長は、施設・事業者の利用又は措置などを決定する際に、調整会議委員の意見を踏まえて決定することができるものとする。

２　２号認定児童及び３号認定児童の第３条第４号の対象児童の認定に際し、区福祉保健センター長は、医療的ケアの実施方法等について医療的ケア児保育教育検討会議委員（以下「検討会議委員」という。）に報告するものとする。

区福祉保健センター長は、施設・事業者の利用又は措置等を決定する際に、検討会議委員の意見を踏まえて決定することができるものとする。

３　第１項及び第２項の意見聴取等については、別に定める要綱による。

**（対象児童の認定）**

第６条　第３条各号に定める対象児童の認定は、第４条に定める必要書類等の内容を十分に確認し、保護者が記載した第１号様式又は第１号様式－２、施設・事業者が記載した第２号様式又は第２号様式－２、判定機関等が記載した第３号様式又は第３号様式－２、第４号様式、第５号様式、第６号様式、第７号様式、第８号様式に記載された児童の状況や付された意見に基づき、区福祉保健センター長が認定決定する。

２　第３条第１号、第２号及び第４号の対象児童の認定は、原則、保護者からの申出に基づき、施設・事業者の長からの申請をもって行うものとする。

なお、２号認定児童及び３号認定児童が新たに施設・事業者の利用を希望する場合又は措置を受ける場合は、保護者は区福祉保健センター長に申し出ることとし、区福祉保健センター長は保護者からの申出に基づき、必要書類を確認し、入所前に第３条第１号、第２号の認定及び加配区分を行い、「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）決定通知書（第11号様式）」を利用又は入所予定の施設・事業者に通知するものとし、その結果に基づき、施設・事業者の長は、「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書（第９号様式）」を区福祉保健センター長に提出するものとする。

３　保護者からの申出を受けた区福祉保健センター長又は施設・事業者の長は、本要綱に定める個別に支援を必要とする児童の保育教育内容を十分に説明し、説明を受けた保護者から必要書類の提出を受けるものとする。この際には、対象児童及び保護者の人権を尊重するよう配慮しなければならない。

４　保護者から提出を受ける必要書類は、第３条第１号及び第２号の認定を受ける場合は、第４条第１号アに定める手帳の写し、第１号様式及び第３号様式又は第３号様式－２を、第３条第４号の認定を受ける場合は、第１号様式－２、第６号様式、第７号様式とする。

５　保護者が第１号様式又は第１号様式－２を提出することをもって、個別に支援を必要とする児童の保育教育の提供に対する同意とする。

６　対象児童の認定に際し、第５条に規定する調整会議委員及び検討会議委員に意見を聞き、意見を踏まえて対象児童の認定決定を行うことができるものとする。

７　第３条第３号の対象児童の認定は、虐待が疑われ、児福法第24条第５項又は第６項により施設・事業者に入所させる必要があると判断した児童、同法第24条第４項と同等の対応が必要であると認められる２号認定児童及び３号認定児童で施設・事業者を利用する児童又は１号認定児童で特定教育・保育施設を利用する児童のうち、第３条第３号に該当し、保育士等の加配による対応が必要と認める場合、保護者及び施設・事業者の長の申請によらず、対象児童と認定決定するものとする。

なお、対象児童の認定にあたっては、関係する区福祉保健センター、児童相談所、利用する施設・事業者と検討会議等を行い、協議のうえ、居住区の区福祉保健センター長又は施設・事業者の所在区の区福祉保健センター長が決定するものとする。また、当該児童が利用する又は措置を受ける期間において、区及び児童相談所間で、児童の状況に応じて検討会議等を少なくとも３か月に１回行うものとする。

８　対象児童の認定決定を行った区福祉保健センター長は、当該児童が利用する又は措置を受ける施設・事業者の長に対し、第３条第１号及び第２号の対象児童にあっては、「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）決定通知書（第11号様式）」を、第３条第３号の対象児童にあっては、「被虐待児保育教育対象児童認定（変更）決定通知書（第12号様式）」を、第３条第４号の対象児童にあっては、「医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（第13号様式）」を通知するものとする。

９　第３条第１号及び第２号の対象児童の認定決定の効力は、対象児童の状況に著しい変化がない限りは、新たに施設・事業者を利用する又は措置を受ける児童に関しては、利用の開始日から終了日まで、既に利用している又は措置を受けている児童に関しては、保護者より申出があった日から利用の終了日とする。ただし、保護者からの申出が何らかの事情で遅くなった場合で、当該児童に対して個別に支援が必要な児童に対する保育教育の提供を行っていたことが書類等で明らかな場合には、個別に支援を開始した日を認定決定の効力の初日とすることができる。

令和６年４月１日以降に第３条第２号として認定した対象児童で、第３条第１号の対象児童へ認定変更する場合の認定決定の効力は、第３条第２号の対象児童として保護者より申出があった日から利用の終了日とする。

第３条第３号の対象児童の認定決定の効力は、区福祉保健センター長が認定した日とし、認定取消しの効力は、施設・事業者の取消しの申請日を終了日とする。

第３条第４号の対象児童の認定決定の効力は、新たに施設・事業者を利用する又は措置を受ける児童に関しては、利用の開始日から終了日まで、既に利用している又は措置を受けている児童に関しては、医療的ケアを開始する日から利用の終了日とする。

10　前項ただし書きの決定をするにあたり、施設・事業者の長は、区福祉保健センター長の求めに応じ、その開始日を証明する書類等を提出しなければならない。

11　対象児童認定を受けた児童が施設・事業者を転園する場合、施設・事業者の運営法人が変更になった場合、施設・事業種別が変更になった場合、あるいは特定地域型保育事業者の卒園後、特定教育・保育施設を続けて利用する又は措置を受ける場合は、転園先もしくは新たに利用する又は措置を受ける施設・事業者の長は、第３条第１号及び第２号対象児童については第９号様式、第３条第４号対象児童については第10号様式を区福祉保健センター長に提出する。ただし、当該認定を受けた児童の状況が著しく変化していない場合に限り、第４条に規定する必要書類の提出は省略できるものとし、第６条第９項による認定の効力は、継続することができるものとする。その場合は、区福祉保健センター長は、保護者の了解を得て、転園先もしくは新たに利用する又は措置を受ける施設・事業者に、当該児童に係る個別支援が必要な児童の保育教育の提供について説明及び認定に関わる書類を提供するものとする。ただし、第３条第３号に規定する認定を受けた児童については、転園もしくは新たに利用する又は措置を受ける前に、関係する区福祉保健センター、児童相談所及び当該施設・事業者と検討会議等を行い、協議するものとする。

12　保育教育の提供や児童の発達に応じ、障害等の状況に明らかに変化があった場合は、区福祉保健センター長は、保護者からの申出によらず、施設・事業者の長と協議の上、認定の変更又は取消しができるものとする。認定取消しの決定を行った区福祉保健センター長は、当該児童が利用する又は措置を受ける施設・事業者の長に対し、第６条第８項に規定する方法により通知するものとする。なお、取消しの決定をするにあたり、区福祉保健センター長は、対象児童及び加配区分の認定を受けている児童の状況について、その都度必要に応じて施設・事業者の長への状況確認と、判定機関等への意見照会をすることができる。

**（対象児童認定等に係る意見照会等）**

第７条　判定機関等の長は、保護者又は区福祉保健センターからの照会に対し、第３号様式、第３号様式－２、第５号様式、第７号様式を作成し、これをもって意見を付すものとする。

２　第３条第１号及び第２号の対象児童の認定における、第３号様式、第３号様式－２は、保護者の了解を得ている場合に限り、区福祉保健センターから「保育教育児童に関する意見照会書（第14号様式）」により判定機関等に意見照会し、直接区福祉保健センターに提出を求めることができる。

３　前項の規定に関わらず、特別な事情により、保護者からの意見書等がもらえないと区福祉保健センター長が判断した場合には、区福祉保健センター長から保護者が利用している判定機関等に対し意見照会を行うことができる。

４　第３条第３号に規定する対象児童の認定に係る判定機関等への照会は、区福祉保健センター長が行うものとする。

**（障害児保育教育対象児童等の保育士・教諭の加配区分の認定）**

第８条　区福祉保健センター長が第３条第１号に規定する対象児童と認定した児童に対する保育士・教諭等（以下「職員等」という。）の加配区分は、対象児童１人に対して職員等１人、対象児童２人に対して職員等１人、又は対象児童３人に対して職員等１人とし、第３条第２号に規定する対象児童の加配区分は、個別支援とする。

２　第３条第１号に規定する対象児童の加配区分の認定は、次の各号により行う。

（１）区福祉保健センター長は、第４条第１号アに規定するいずれかの書類が提出された場合は、「障害児に対する加配区分基準表（別表１）」と照らし合わせ、加配区分の認定を適用するものとする。また、第４条第１号エに規定する書類も提出された場合は、「障害児に対する加配区分基準表（別表２－１及び別表２－２）」と照らし合わせ、客観的な判断によって加配区分の認定を適用するものとする。

なお、加配区分の認定は、別表１、別表２－１及び別表２－２それぞれで適用項目による加配区分を確認したのち、別表１、別表２－１、別表２－２を比較し、重い加配区分を適用するものとする。

（２）区福祉保健センター長は、第４条第１号アに規定する書類の提出がない場合には、提出された他の必要書類の内容を「障害児に対する加配区分基準表（別表２－１及び別表２－２）」と照らし合わせ、客観的な判断によって加配区分又は第３条第２号の認定に適用するものとする。

　　　なお、加配区分の認定は、別表２－１及び別表２－２それぞれで適用項目による加配区分を確認したのち、別表２－１と別表２－２を比較し、重い加配区分を適用するものとする。

（３）加配区分の認定決定は、第６条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

３　加配区分決定の効力は、第６条第９項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

**（被虐待児保育教育対象児童の保育士・教諭の加配区分の認定）**

第９条　区福祉保健センター長が第３条第３号に規定する対象児童と認定した児童に対する職員等の加配区分は、対象児童１人に対して職員等１人とする。

２　加配区分の認定決定は、第６条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

３　加配区分決定の効力は、第６条第９項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

４　当該児童が利用する又は措置を受けるに際し、関係する区福祉保健センター、児童相談所及び当該施設・事業者と検討会議等を行い、役割分担、保育教育における支援計画等を協議し、認定後は、状況に応じて検討会議等を少なくとも３か月に１回行うものとする。

**（医療的ケア対象児童の保育士・教諭の加配区分の認定）**

第10条　区福祉保健センター長が第３条第４号に規定する対象児童と認定した児童に対する職員等の加配区分は、対象児童１人に対して職員等１人とする。

２　加配区分の認定決定は、第６条に基づく対象児童の認定時に併せて行うものとする。

３　加配区分決定の効力は、第６条第９項、第10項及び第11項の認定決定の効力と同様とする。

４　第１項で認定した加配区分とは別に、当該対象児童の医療的ケアを実施するため、当該施設・事業者が医療的ケア対応の看護職員（派遣職員や委託職員も含む）を配置する。

**（試行的保育）**

第11条　２号認定児童又は３号認定児童で、第３条第１号及び第２号の認定を受ける場合は、新たに施設・事業者を利用する児童に対して、利用調整前に試行的保育を実施することができる。なお、試行的保育の実施にあたっては、必要に応じて保護者からの聞き取りを行う。

２　保育は必要最少人数で行い、交替で観察するなど児童を刺激しないよう配慮する。

３　対象児童の生活習慣を知るために、飲食させることは差し支えないが、衛生面及びアレルギーに注意し、必要に応じて保護者からの聞き取りを行うなど配慮する。

４　試行的保育を実施した施設・事業者の長は、この結果に基づき第２号様式又は第２号様式-２を区福祉保健センター長に提出するものとする。

**（対象児童の施設・事業者の利用又は措置の決定）**

第12条　区福祉保健センター長は、２号認定児童又は３号認定児童で、第３条第１号、第２号及び第４号の対象となる児童の保護者より申出があった場合に、次のことを行う。なお、（１）及び（２）については、転園申請の場合は、この限りではない。

（１）第11条に規定する試行的保育を実施する施設・事業者との連絡調整

（２）第３条第２号イの対象児童で療育機関等との関わりがない児童であった場合の、受診機関や保護者との調整等

（３）第３条第４号の対象児童にあっては、医療的ケア対応の看護職員（派遣職員や委託職員も含む）の配置状況の確認

２　利用調整に関することは横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等の規定に基づき行うこととする。

３　区福祉保健センター長は、対象児童の利用調整結果の通知を、対象児童が利用する又は措置される施設・事業者の長に送付する。

４　対象児童が利用する又は措置される施設・事業者の長は、嘱託医師に連絡の上、当該児童の健康面での配慮等について指示を仰ぐとともに、第８条、第９条及び第10条の規定に基づく保育士等の加配及び看護職員の加配について留意し、当該児童の保育教育にあたっての体制を整える。

**（児童状況確認書）**

第13条　第11条の試行的保育の結果及び保育教育提供中の児童の様子や状況に基づき、施設・事業者が、生活習慣や発達の状況を中心に、客観的に第２号様式又は第２号様式－２を作成する。また、試行的保育の中で把握できないことを理由に、プライバシーや児童の状況について、過度の聞き取りを行う等必要以上に立ち入らないよう配慮する。

２　１号認定児童が利用する施設及び既に施設・事業者を利用している２号認定児童及び３号認定児童については、施設・事業者が、保護者との面談や聞き取り、当該児童の保育教育時間中の、生活習慣や発達の状況を中心に、客観的に第２号様式又は第２号様式－２を作成する。

３　保育士等の加配区分に関する意見は、「障害児に対する加配区分基準表（別表１）」又は「障害児に対する加配区分基準表（別表２－１及び２－２）」に沿って、第２号様式の「集団保育・教育に対する施設・事業者の所見」及び第２号様式－２の「集団保育に対する施設・事業者の所見」欄に記入する。

**（加配区分による職員等の配置）**

第14条　施設・事業者は、あらかじめ定められた配置人数に加え、第８条、第９条及び第10条の規定により決定した加配区分に従い、次のとおりの対応を行うものとする。

（１）特定教育・保育施設のうち市町村が設置する保育所は、決定した加配区分に応じた保育士の配置を行う。

（２）特定教育・保育施設（市町村が設置するものを除く）及び特定地域型保育事業者は、３号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育士の配置等を行うなどの配慮を行い、個別に支援を必要とする児童の保育を行うこととする。

（３）特定教育・保育施設（市町村が設置するものを除く）のうち、保育所は、２号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育士の配置等を、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園は、２号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育教諭の配置等を行うなどの配慮を行い、個別に支援を必要とする児童の保育教育を行うこととする。

（４）特定教育・保育施設（保育所を除く）のうち、幼稚園及び幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園以外の認定こども園は、１号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する幼稚園教諭の配置等を、幼保連携型認定こども園は、１号認定児童に対して、決定した加配区分に応じた人数に相当する保育教諭の配置等を行うなどの配慮を行い、個別に支援を必要とする児童の保育教育を行うこととする。

（５）第３条第４号に規定する対象児童に認定された児童が利用する施設・事業者においては、前各号に定める職員等の加配区分による配置とは別に、医療的ケア対応の看護職員（派遣職員や委託職員も含む）を配置する。

（６）横浜市は、別に定める加配区分等に応じた費用を施設・事業者（市町村が設置するものを除く）に対し助成を行うものとする。

**（施設・事業者での保育教育）**

第15条　施設・事業者での保育教育においては、次のことを行うこととする。

（１）障害のある子どもの保育については、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付けなければならない。また、個別支援計画と個別支援日誌を作成する。

（２）当該児童の保護者、専門機関及び区福祉保健センターとの連携を十分に図る。

（３）日常の保育にあたり、嘱託医及び主治医等と連携し、健康面での配慮等について指示をあおぐ。また、第３条第４号の対象児童については、必要な医療的ケアに変更がある場合又は、進級する前には、「医療的ケア依頼書（第６号様式）」及び「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書（第７号様式）」の提出を受ける。

（４）保育の内容や子どもの様子を日々記録し、次の指導計画の作成やカンファレンスに活用する。

**（認定児童の管理）**

第16条　区福祉保健センター長は、施設・事業者ごとに対象児童を各一覧により管理する。

（１）障害児保育教育対象児童　認定決定一覧（加配区分認定）第15号様式－１

（２）個別支援保育教育対象児童　認定決定一覧（加配区分認定）第15号様式－２

（３）被虐待児保育教育対象児童　認定決定一覧　第15号様式－３

（４）医療的ケア対象児童　認定決定一覧　第15号様式－４

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

（旧要綱の廃止）

２　横浜市障害児保育事業実施要綱、横浜市特別支援の認定に関する要綱、横浜市児童処遇向上加算費支給要綱及び横浜市児童処遇向上加算費支給要綱事務取扱要領は廃止とする。

（経過措置）

３　この要綱の施行日前の職員の配置及び助成金の支給の取扱については、なお従前の例による。

４　この要綱の施行の際、現に廃止する前の横浜市障害児保育事業実施要綱、横浜市特別支援の認定に関する要綱、横浜市児童処遇向上加算費支給要綱及び横浜市児童処遇向上加算費支給要綱事務取扱要領の規定により作成された様式及びそれに準ずる届出書類並びにそれらに基づき行われた対象児童及び加配区分の認定については、本要綱の対象児童及び加配区分とみなし、保育士等の配置及び加算の助成などの行為は、この要綱の相当規定による行為とみなす。

５　現に、横浜保育室に入所している２号認定児童及び３号認定児童であって、当該横浜保育室が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者のいずれかに移行する場合に限り、附則第４項と同様の認定等を受けていた児童及び本要綱に準じて認定等を受けた児童については、同項と同様の取扱とする。

６　現に、幼稚園及び認定こども園幼稚園部分に入所している児童で、１号認定児童で引き続き同施設を利用する児童のうち、「横浜市私立幼稚園特別支援教育補助金交付要綱（平成13年３月教私第288号）」第８条により、現に補助金の交付を受けている児童については、本要綱の対象児童とみなす。なお、加配区分については、本要綱に定めるところにより、新たに加配区分認定を行うものとする。

７　加配区分による職員等の配置について、本要綱第14条の規定に関わらず、認定こども園においては、「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する条例（平成26年９月市第926号）」の施行日から起算して５年間は、保育士又は幼稚園教諭の配置によることができるものとする。

　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年11月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成28年10月３日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年10月２日から施行する。

（経過措置）

２　現に、横浜保育室に入所している２号認定児童及び３号認定児童であって、当該横浜保育室が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者のいずれかに移行する場合に限り、本要綱に準じて認定等を受けた児童については、本要綱第６条第11項と同様の取扱いとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　本要綱施行後１年未満は、旧様式による申請等も可能とする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年12月１日から施行する。

　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年４月１日に適用する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。